

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書の訂正報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2020年9月29日
【会社名】	サンケン電気株式会社
【英訳名】	Sanken Electric Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	取締役社長 和田 節
【本店の所在の場所】	埼玉県新座市北野三丁目6番3号
【電話番号】	(048)472-1111 (代表)
【事務連絡者氏名】	管理本部財務IR統括部長 後藤 明弘
【最寄りの連絡場所】	埼玉県新座市北野三丁目6番3号
【電話番号】	(048)472-1111 (代表)
【事務連絡者氏名】	管理本部財務IR統括部長 後藤 明弘
【縦覧に供する場所】	サンケン電気株式会社 大阪支店 (大阪府大阪市北区梅田三丁目3番20号 (明治安田生命大阪梅田ビル)) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【臨時報告書の訂正報告書の提出理由】

当社は、2020年6月26日開催の第103回定時株主総会において決議された決議事項について、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、2020年6月30日に臨時報告書を提出いたしました。当社の議決権行使集計業務を委託している三井住友信託銀行株式会社（当社の株主名簿管理人）において、一部議決権の未集計が判明したため、金融商品取引法第24条の5第5項の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

2 報告内容

(3)決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

3 【訂正箇所】

訂正箇所は____を付して表示しております。

(訂正前)

(3)決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成割合(%)
第1号議案 剰余金処分の件	<u>176,366</u>	446	0	(注) 1	可決 99.71
第2号議案 取締役9名選任の件					
和田 節	<u>175,354</u>	1,475	0	(注) 2	可決 99.12
星野 雅夫	<u>175,661</u>	1,168	0		可決 99.30
鈴木 善博	<u>175,661</u>	1,168	0		可決 99.30
鈴木 和則	<u>175,661</u>	1,168	0		可決 99.30
高荷 英雄	<u>175,660</u>	1,169	0		可決 99.30
高橋 広	<u>176,099</u>	730	0		可決 99.55
リチャード R. ルーリー	<u>175,839</u>	991	0		可決 99.40
藤田 則春	<u>159,991</u>	16,839	0		可決 90.44
東 恵美子	<u>176,301</u>	529	0		可決 99.66
第3号議案 監査役1名選任の件					
太田 明	<u>169,913</u>	6,918	0	(注) 2	可決 96.05

(注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(訂正後)

(3)決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成割合(%)
第1号議案 剰余金処分の件	<u>177,390</u>	446	0	(注) 1	可決 99.71
第2号議案 取締役9名選任の件					
和田 節	176,378	1,475	0	(注) 2	可決 99.13
星野 雅夫	176,685	1,168	0		可決 99.30
鈴木 善博	176,685	1,168	0		可決 99.30
鈴木 和則	176,685	1,168	0		可決 99.30
高荷 英雄	176,684	1,169	0		可決 99.30
高橋 広	177,123	730	0		可決 99.55
リチャード R. ルーリー	176,863	991	0		可決 99.40
藤田 則春	161,015	16,839	0		可決 90.49
東 恵美子	177,325	529	0		可決 99.66
第3号議案 監査役1名選任の件					
太田 明	<u>170,937</u>	6,918	0	(注) 2	可決 96.07

(注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。